

ご注意ください!

確定申告・町県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です

所得の申告の際には、申告書にマイナンバーを記載するため、所得の申告にかかる添付書類（源泉徴収票など）に加え、番号確認、本人確認書類の提示または添付が必要です。



申告には、申告者ご本人や扶養親族の方などの

マイナンバーの記載



申告者ご本人の **本人確認書類***1の提示または写しの添付が必要です。

*1 例1：マイナンバーカード 例2：「通知カード」+「運転免許証や公的医療保険の被保険者証など」

平成 29 年分の所得にかかる町県民税申告及び確定申告（所得税）には、**申告者本人や扶養親族（※2）についてマイナンバー（個人番号）の記載が必要**となります。また、マイナンバーを記載した申告書を出す際には、申告者ご本人の番号確認（正しい番号であることの確認）及び本人確認（個人番号の正しい持ち主であることの確認）のため、**申告者ご本人の「個人番号カード」または「通知カード及び本人確認書類（運転免許証など）」の提示（※3）が必要**となります。

なお、代理の方が申告書を提出される場合は、代理人の本人確認書類の提示、**申告者ご本人の番号確認書類及び本人確認書類の写しの添付が必要**となります。

（※2）扶養親族がいる場合は、申告書へ扶養親族のマイナンバーの記載が必要になります。（扶養親族の本人確認書類は必要ありません）

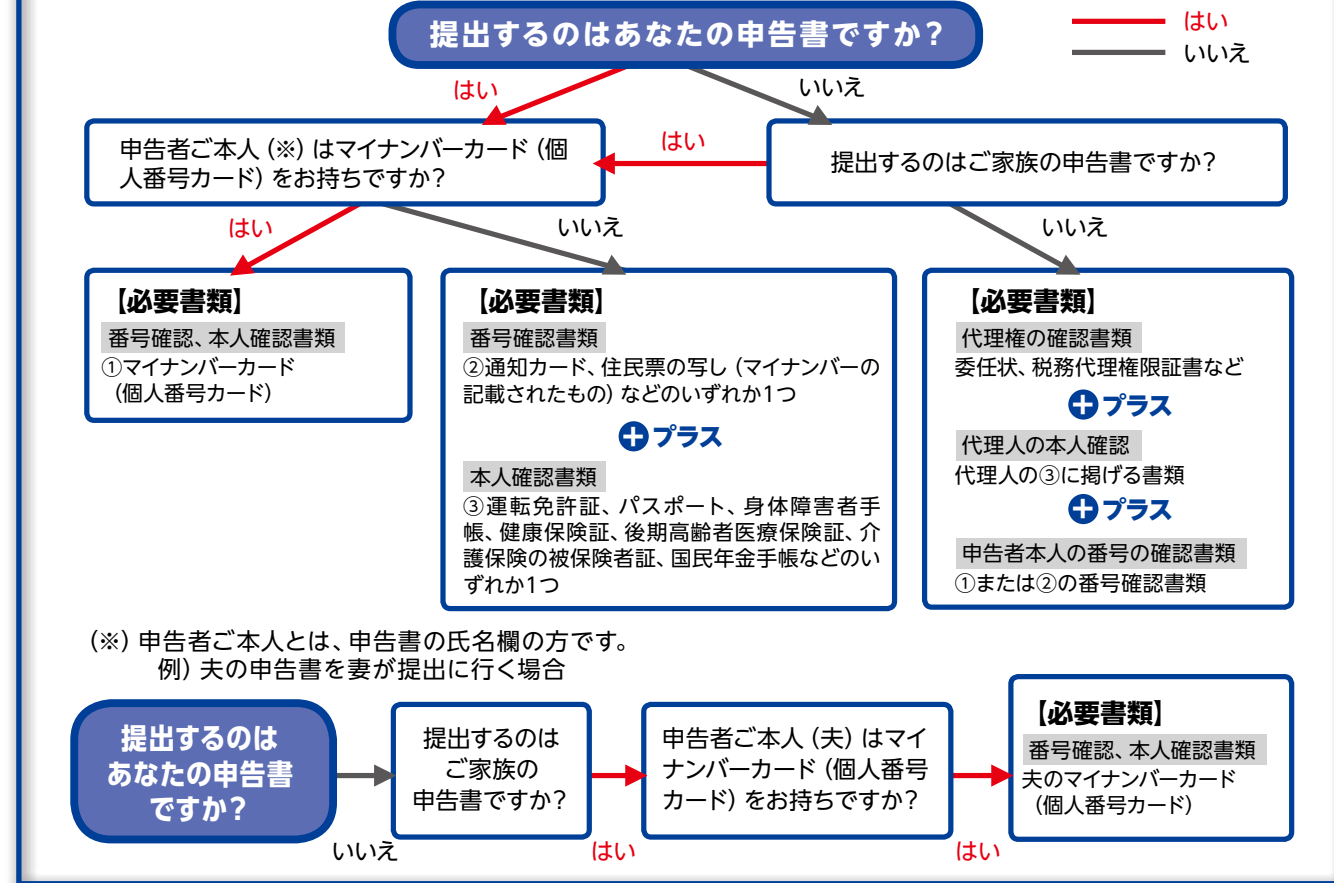
（※3）申告書の種類や申告会場などによって確認の仕方が異なります。

申告書の種類	申告会場など	確認の仕方
確定申告書	長与町申告会場（水道局3階）	番号確認書類及び本人確認書類の提示（※5）
町県民税申告書（※4）	税務課または長与町申告会場	番号確認書類及び本人確認書類の提示（※5）
確定申告書または町県民税申告書	郵送	番号確認書類及び本人確認書類の 写しの添付 （写しを必ず同封してください）

（※4）町県民税申告は、平成 30 年2月初旬から2月 15 日㊦までが税務課窓口で、確定申告期間中（平成 30 年2月 16 日㊧から3月 15 日㊨まで）は長与町申告会場（水道局3階）での受付となります。例年、確定申告期間中は、混雑のため待ち時間が長くなるのが予想されますので、できるだけ早めの申告をお願いします。

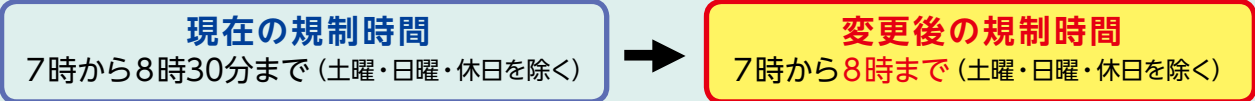
（※5）代理の方が申告書を提出される場合は、代理人の本人確認書類の提示、**申告者ご本人の番号確認書類及び本人確認書類の写しの添付が必要**となります。

番号確認書類・本人確認書類フローチャート



長与小学校区通学路の交通規制時間の変更について 一方通行の規制時間が変更されます！

住民の方の利便性を図るため、小学生などの学生の通学実態に併せて、交通規制の時間が短縮されます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



平成30年1月中旬～下旬頃に規制時間が変更される予定です。（交通標識の規制時間の表示が書き換わります）安全運転にご協力をお願いいたします。